

津幡町不妊治療における先進医療費用の助成について

<申請先・問合先>

津幡町 健康推進課 TEL:288-7926

助成対象者	<p>夫婦(事実婚を含む)であり、以下全てに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> □津幡町に住所を置いて、1年以上経過してから治療を開始している。<input type="checkbox"/> 治療開始以降も津幡町に住所を有している。<input type="checkbox"/> 医療保険に加入している。<input type="checkbox"/> 治療開始時において妻の年齢が43歳未満である。				
助成金額	<p>1回の治療^①につき、治療費の7割(上限15万円)</p> <p>注 ①1回の治療とは、採卵術(実施するための準備を含む。)から胚移植術(その結果の確認を含む。)までの一連の診療過程を指す。</p>				
助成回数	<p>出産1回につき 治療期間の初日における妻の年齢が</p> <table><tr><td>40歳未満</td><td>→6回まで</td></tr><tr><td>40歳以上</td><td>43歳未満→3回まで</td></tr></table>	40歳未満	→6回まで	40歳以上	43歳未満→3回まで
40歳未満	→6回まで				
40歳以上	43歳未満→3回まで				
申請期限	<p>治療を受けた日の属する年度内(1年度とは4月1日から翌年の3月31日まで)</p> <p>治療途中でも年度内に掛った費用については年度内に申請してください。</p>				
申請に必要な物	<ul style="list-style-type: none">①不妊治療費助成交付申請書(請求書)②医療機関受診等証明書<ul style="list-style-type: none">※証明書発行に掛った費用は助成対象外となります。③申請に係るすべての医療機関の領収書・明細書の原本<ul style="list-style-type: none">※領収書の原本の提出・提示がない場合は、医療機関の証明があっても助成対象外となりますので、ご了承ください。※ご自身の控えとして原本が必要な場合は、<u>コピーしたものを、原本とともに提出してください。</u> 手続き終了後に、原本を返却します。 <p>※以下に該当する場合はそれぞれ書類を提出してください</p> <ul style="list-style-type: none">・夫婦とも町内在住だが世帯が異なる…戸籍謄本・夫婦の一方が津幡町民でない…町民でない方の住民票・事実婚である…事実婚に関する申立書及び夫婦それぞれの戸籍謄本				
申請時に窓口で提示するもの	<ul style="list-style-type: none">・振込先(銀行名・支店名・口座番号)のわかるもの				
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・前年度に係った費用については助成の対象にはなりません。・申請書の提出をもって助成申請を受け付けます。治療が3月中も続いている場合等、申請期限内に全ての書類の提出が困難な場合は、申請書提出の際に申し出てください。・申請書以外の書類の最終提出期限は翌年度の6月末日です。				